

論点に対する回答

重点分野	営業の許可・認可に係る手続
省庁名	法務省 保護局
論点	<p>1. 行政手続コストの 20%以上削減について [営業の許可・認可]</p> <p>① H30 年度の測定結果について、削減率が 0.00%と低いが、その要因について主要な手続(*1) 毎にご説明いただきたい。 (*1) 要因等が同じである場合には、適宜、まとめていただいても構いません。以下同じ。</p> <p>② その後の取組を踏まえ、最新の達成状況について、主要な手続毎に、可能な限り定量的・具体的にご説明いただきたい。 (現時点で、最新の行政手続コストを把握していない場合、電子申請利用率やシステムの改善による手続時間の軽減効果など、行政手続コストの削減を示唆する適当な指標を用いてご説明頂いて構いません)</p> <p>③ 最新の達成状況を踏まえ、2020 年 3 月までに目標達成する道筋、今後の取組について、主要な手続毎に、具体的、定量的にご説明いただきたい。 この場合、進捗の可視化を図るため、月次の進捗目標(*2) を設定して進捗管理を行うことが適切と考えられるが、貴省の考えをお示しく下さい。(可能な限り、具体的な月次目標についてお示しく下さい。月次目標設定が困難な場合はその理由をお示しく下さい) (*2) 削減率について月次目標設定が難しい場合、②と同様に、行政手続コストの削減を示唆する適当な指標について月次目標を設定いただいても構いません。</p>

【回 答】

●更生保護法人の役員等の異動の届出

① 平成28年に再犯の防止等の推進に関する法律が成立し、平成29年12月に政府の再犯防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための再犯防止推進計画が策定されたところ、同計画に基づいて「更生保護事業の在り方の見直し」を行う必要があり、これを踏まえた更生保護事業に関する法令に係る手続面に大幅な改正の可能性もあり、一括して見直しをすることを予定していたため、平成30年度中には電子化に着手できなかったもの。

② 上記①の検討の結果、当該手続が変更される見込みがないと判断し、令和元年12月16日に「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」の改正が施行されたことに伴い、同月18日付で更生保護事業関係法令等に規定している各種行政手続については、原則電子提出を可能とする事務連絡を発出し、電子データによる提出の積極的な利用を呼びかけた。

なお、本事務連絡において、「更生保護法人の役員等の異動の届出」については、特出しで電子化について周知している。

令和2年1月には、当省のシステム改修を待って、全官署に官署共有のインターネットメールアドレスを付与するよう整備を進めている。

なお、本手続を電子化した場合のコスト削減見込は以下のとおり。

(電子化前) 1件当たり35分…作成20分、確認5分、発送10分

(電子化後) 1件当たり25分…作成15分(印刷の手間が省ける)、
確認5分、メール送付5分

③ 本年1月には各官署の共用メールアドレスを整備し、電子提出の加速化を図る。当該届出があった際は各官署から保護局に報告を受けているが、その際に電子データ・紙の提出別を併せて報告を受けることとする。

なお、役員等の異動届出は、例年2月から3月に開催される各法人の役員会の承認等を踏まえて提出されることが通例であり、その性質上、年度末から年度初めに届出が集中するため、月次ではなく、四半期ごとに進捗を集計していく予定。